

「野焼き」は有害物質発生のおそれ ——法律違反は懲役または罰金——

野焼きとは

ごみを適正な焼却設備を用いず、屋外で焼却することを「野焼き」といいます。

穴を掘って焼却したり、ドラム缶の使用やブロックで囲うなどの簡易な構造物を用いて焼却したりする場合も野焼きに該当し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

なぜ、禁止されているの

ごみ処理施設では、高度な設備により適正に処理されますが、野焼きでは、ダイオキシンなどの有害物質が発生するおそれがあり、健康や環境への影響が懸念されます。また、火災発生の危険もあります。

違反した場合、どうなるの

一部の例外を除き、法律に違反した場合は、「5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方」が科せられます。

また、法人の場合は、「3億円以下の罰金」が科せられます。

野焼き禁止の例外とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで、野焼き禁止の例外が認められています。

ただし、「やむを得ない場合」や「軽微なもの」に限られますので、できる限り最小限にとどめてください。

なお、例外にあたる焼却行為であっても、市民から煙や洗濯物に臭いがつくなどの苦情や相談があったり、生活環境の保全上支障があると認められたりする場合は、行政指導の対象となり、焼却を止めてもらうことがあります。

野焼き禁止の例外

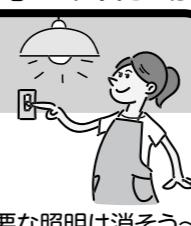
- 「とんど」など、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業・林業・漁業を営むために、やむを得ず行われる廃棄物の焼却

問い合わせ
環境整備課
リサイクルセンター
☎525101
環境整備係 ☎592154

○落ち葉などのたき火、キャンプファイヤーなど、日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの
※ただし、生ごみ、ビニール類やプラスチック類などを焼却することはできません。

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。
「ひろしま環境の日」一斉行動

7月のテーマ
やってみよう
省エネ生活! ~不要な照明は消そう~



家庭で、職場で、できることから始めましょう。
環境整備課 ☎59-2154

今回は、マイナポイントについてのお話です。まずマイナポイントとは、マイナンバーカードを持っていて、キャッシュレス決済サービス(※注)を利用している方が受け取れる最大2万円分の買い物などに使えるポイントのことです。次の3つのキャンペーンをあわせて2万円分のポイントが受け取れます。

- ①マイナンバーカードの取得および2万円までのチャージ、またはお買い物した方(最大5000円分)
- ②健康保険証の利用登録を行った方(7500円分)
- ③公金受取口座の登録を行った方(7500円分)

マイナポイントを受け取るための3つのステップ

1 カード取得

マイナポイントを受け取るためには、まず写真付きのマイナンバーカードが必要です。カードをまだ持っていない方は、この機会にぜひ取得してみませんか。マイナポイントを受け取るためには、令和4年9月末までにカードの申請をしておく必要があります。

2 マイナポイント申し込み

既にカードをお持ちの方は、マイナポイントの申し込みが必要です。

申込期限は令和5年2月末となっています。また、マイナポイントは現金ではなく、キャッシュレス決済サービスのポイントで受け取るため、自身のキャッシュレス決済サービスを利用していない方は、あらかじめ用意しておく必要があります。マイナポイントは、スマートフォンやパソコンで「マイナポイントアプリ」をインストールして申し込んでください。スマートフォンやパソコンがない場合も、市民税務課、郵

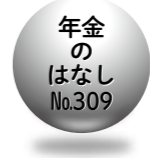
3 マイナポイントの受け取り

キャンペーン①で申し込みした方は、申し込み完了後、選択したキャッシュレス決済サービスで2万円までのチャージ、または買い物すると選択したキャッシュレスサービスに最大5000円分のポイントが付与されます。キャンペーン②と③については、マイナポイント申し込み後、一定期間経過後それぞれ7500円分のポイントが付与されます。

詳細は、「マイナポイント事業(総務省)」のQRコードから確認してください。

(※注) キャッシュレス決済とは、お札や小銭などの現金を使わずに支払いをすることです。例…QRコード決済(Pay)や電子マネー、クレジットカードなど。

保険料を納めることが困難なときは「保険料免除制度」の活用を——



「保険料免除制度」とは、さまざまな事情により保険料の納付が困難な場合に、その間の保険料を免除することができる制度です。

免除の申請をすると、本人・世帯主・配偶者の所得状況や失業・災害などの現況を審査し、承認された場合、所得に応じて4段階(全額・4分の3・半額・4分の1)の免除が受けられます。

申請時期

令和4年度分(7月~令和5年6月分)の手続きは7月1日からです。なお、これまで免除を受けている方で、引き続き免除を希望される方も、毎年手続きが必要となります。

※免除申請時に継続審査を希望された方は手続きが不要の場合があります。

また免除の申請は、申請が受理された月から過去2年1カ月前(令和4年7月中に申請する場合は令和2年6月~令和4年6月)までさかのぼることが可能です。

保険料を納められるようになったとき

保険料の免除を受けると、将来受け取る年金額が満額にはなりません。満額を受け取るためには、免除を受けた期間の保険料を10年以内に納付(「追納」といいます)する必要があります。

なお、免除開始から2年を経過すると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

未納のまましていると

未納期間が多いと、老齢年金が受給できなくなる可能性や、万が一のときの障害年金が受けられなくなる場合があります。注意してください。※新型コロナウイルス感染症の影響により、所得の減少が見込まれる方も、免除を受けられる場合があります。詳しくは広島西年金事務所または、保健医療課に問い合わせてください。

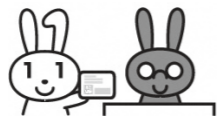
問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

知るうよ マイナンバー#4



マイナポイントで お得にお買い物

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2143

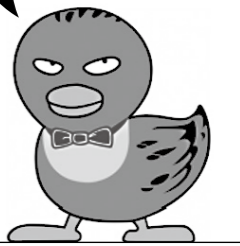


マイナポイント事業



手続スポット

自立した賢い
消費者になろう!

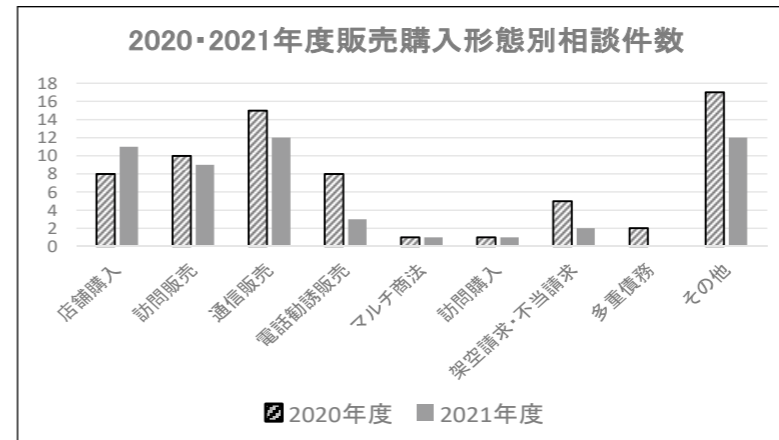


ひっかからないカモくん

令和3年度の相談状況

消費者
シリーズ
No.254

問い合わせ
消費生活センター(産業振興課内) ☎57-3236
【相談日】火・金曜日(祝日・年末年始を除く)
9時~12時・13時~16時



市消費生活センターの相談件数は、令和3年度は51件で、令和2年度の67件に比べて16件減少しています。「電話勧誘販売」、「架空請求・不当請求」に関する相談の減少がその主要因となっています。

福祉の
とびら
No.97

盲導犬を目的の不自由な人のもとに 盲導犬給付事業

県視覚障害者団体連合会は、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため、県内で1頭の盲導犬を給付する事業を実施します。

申し込み
7月20日(水)までに福祉課備え付けの申請書を福祉課へ。申し込み多数の場合は調査、面接などの選考により給付候補者を決めます。また、期限内に申請できない場合も気軽に相談してください。

対象
県内(広島市を除く)に1年以上居住する18歳以上の視覚障害者で、次に該当するもの。
(ア)身体障害者手帳1級または2級所持者
(イ)社会活動の参加に効果があると認められる方
(ウ)盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められる方
(エ)自己の所有する家屋以外に住する方は、盲導犬の飼育について、その家屋の所有者または管理人の承諾が得られること

※盲導犬を除く補助犬(介助犬・聴導犬)の給付希望の連絡先は
広島ハーネスの会
☎082・221・8275

参考

(一)身体障害者補助犬法が施行され、障害者の権利として、補助犬の同伴が法的に認められ、電車やバスなどの公共交通機関、郵便局などの公共施設、不特定多数の人が利用す

若年層

30歳未満

オンラインゲーム、化粧品、情報教材のデジタルコンテンツ、履物(スニーカー)などの相談があります。販売購入形態では、通信販売(インターネット通販)、マルチ・マルチマが法の割合が高くなっています。

一般層

30歳~64歳

アダルトサイト、出会い系サイト、情報教材のデジタルコンテンツ、リフォーム・修理・補修、不審なメール・電話などの相談があります。販売購入形態では通信販売(インターネット通販)の割合が高くなっています。

高齢者

65歳以上

健康食品、不審なメール・電話、アダルトサイトやセキュリティソフトなどの相談や、リフォーム・修理・補修などのトラブルが多くなっています。販売購入形態では、インターネット通販以外の通信販売、訪問販売、電話勧誘販売、点検商法の割合が高くなっています。

要約筆記奉仕員 養成講座

問い合わせ
社会福祉協議会 ☎52-2275



各種催しなどで要約筆記の方の協力が必要です。

この盲導犬は、厚生労働省の「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された特別な訓練を受けた犬です。いわば、体の不自由な人の体の一部となるもので、社会のマナーもきちんと訓練されています。

世話や手入れについても、利用者が盲導犬とともに訓練を受け、十分注意していくこととなりますので、衛生面でも安心できます。

(一)盲導犬については、日本ライトハウスまたは日本盲導犬協会で訓練された盲導犬について給付することになります。

大竹市で安全・安心な消費生活を送りましょう

- お「お金に関してうまい話はない!」と肝に銘じましょう
- お おどされても、優しくされてもいらぬときはきっぱり断りましょう
- た たくさんの情報を集めてトラブルを防止しましょう
- け 契約はその場で結ばず、じっくりゆっくり考えましょう
- し 消費生活センターにまず相談しましょう

7月5日(火) 7時30分~12時

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
(財)広島県市町村協議会

要約筆記とは、聴覚に障害がある方に情報を文字で伝える方法です。要約筆記により、「聞こえない言葉」が「目で見える言葉」になります。この講座では、話を分かりやすく要約しその場で文字にして伝える方法を学ぶことを目的とします。

とき
○7月23日(土)・24日(日)9時~12時
○7月30日(土)・31日(日)・8月7日(日)9時30分~12時

ところ サントピア大竹

内容

- 1回目: 要約筆記の基礎知識
 - 2回目: 手書きの要約筆記
 - 3回目: パソコン入力技術と基礎知識
 - 4回目: パソコン実習
 - 5回目: パソコン実習・事例検討
- ※3回目以降はパソコンが必要ですので、Windows 10以上セキュリティソフト必須)

定員 10人(申込順)

参加料 700円(教材費)

申し込み

7月15日(金)までに社会福祉協議会へ。